



(別添)

2020年5月28日  
NITE (ナイト)  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
中国支所

# News Release

## 屋内で起こる屋内の高齢者・転落事故を防ぐ ～安全な製品選びのポイントと運動時の注意点～

### — 中国5県版 —

#### 1. 屋内の高齢者の事故発生状況

NITE(ナイト)に通知された製品事故情報<sup>※1</sup>では、屋内の高齢者の事故は、中国地方5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)では2010年度から2019年度までの10年間に46件<sup>※2</sup>ありました。

(※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。

(※2) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

#### (1) 中国5県の年度別 事故発生件数

表1に「年度別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数を示します。

表1 「年度別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数

年度	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合計
2010年度	2		2	1		5
2011年度	1	1		2		4
2012年度			1	4		5
2013年度		1	3	2	1	7
2014年度	1	1	1	2		5
2015年度			2	1	3	6
2016年度						0
2017年度			3	1	2	6
2018年度				3	1	4
2019年度	2			1	1	4
合計	6	3	12	17	8	46

## (2) 中国5県の被害状況別 事故発生件数

表2に「被害状況別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数を示します。

表2 「被害状況別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数

被害状況 <sup>※3</sup>		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合計
人的被害	死亡	1		3	6	3	13
	重傷		1	5	4	1	11
	軽傷	5	2	4	7	4	22
物的被害	拡大被害						0
	製品破損						0
被害なし							0
合計		6	3	12	17	8	46

(※3) 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）に留まらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

## (3) 中国5県の事故原因区分別 事故発生件数

表3に「事故原因区分別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数を示します。

表3 「事故原因区分別・県別」屋内の高齢者の事故発生件数

事故原因区分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	合計
A：設計、製造又は表示等に問題があったもの			1	3		4
B：製品及び使い方に問題があったもの				1		1
C：経年劣化によるもの						0
G3：製品起因であるが、その原因が不明のもの						0
D：施工、修理、又は輸送等に問題があったもの			1			1
E：誤使用や不注意によるもの	1	1	2	5	3	12
F：その他製品に起因しないもの	1		3	3	2	9
G：原因不明のもの（G3を除く）	2	2	5	5	2	16
H：調査中のもの	2				1	3
合計	6	3	12	17	8	46

## 2. 事故事例の概要について

中国5県で発生した屋内の高齢者の事故の主な事例を示します。

- ① **消火不足の石油こんろに不注意で灯油がこぼれ、こんろの火が引火し、建物が全焼した。**  
2010年11月（広島県、80歳代・男性、軽傷）  
【事故の内容】  
石油こんろから出火する火災が発生して、建物が全焼し、隣接する3棟が延焼、1名が負傷した  
【事故の原因】  
当該製品を消火せずに給油しようとした際、灯油が入ったポリタンクを運搬中に転倒し、ポリタンクから灯油がこぼれて当該製品にかかり、当該製品の火が引火して火災に至ったものと推定される。
- ② **介護ベッドと介護ベッド用の手すりの隙間に体を挟み、死亡に至った。**  
2015年3月（広島県、80歳代・男性、死亡）  
【事故の内容】  
使用者が手すりとは介護ベッドのフットボード（足側のついたて）の間に胴体部分が挟まった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。  
【事故の原因】  
手すりには異常や欠陥は認められず、使用者が適合サイズとは異なるベッドに当該製品を使用したことにより、当該製品とフットボードとの隙間が広くなり、使用者が胴体部を挟み込んだものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。  
なお、取扱説明書には、「ベッドのサイズに合わせて使用する。」旨、記載されている。
- ③ **湯たんぽを使用したまま就寝したため、低温火傷を負った。**  
2018年1月（山口県、70歳代・女性、重傷）  
【事故の内容】  
湯たんぽを使用して就寝中、脚に低温火傷を負った。  
【事故の原因】  
湯たんぽに湯漏れが認められないことから、使用者が当該製品を布団に入れたまま就寝したため、長時間脚に製品が接触して低温火傷を負ったものと推定される。  
なお、当該製品のキャップ及び取扱説明書には、「低温火傷を防ぐため、布団から取り出して就寝する。」旨、記載されている。

### 3. 屋内の高齢者の事故の実験映像について

屋内の高齢者の事故の実験映像及び静止画をご希望の場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、映像をご使用の際、クレジットは「製品評価技術基盤機構+NITE のロゴ」としてください。

**(本件に関するお問い合わせ先)**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館  
独立行政法人製品評価技術基盤機構 中国支所  
担当者：灰川、折田  
電話：082-211-0411

以上